

第3章 教育を取り巻く動向

1 新しい学習指導要領の方向性

文部科学省から、新学習指導要領の全面実施に合わせ、（小学校：平成32年度～、中学校：平成33年度～）今後の小・中学校の教育課程が示されています。

（1）幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

新学習指導要領では、教育基本法や学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手になることが期待される子どもたちが、急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。その際、「社会に開かれた教育課程」を重視し、子どもたちに求められる資質・能力とともに、「よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念」を学校と社会とが共有することを求めています。

また、知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するとともに、先行して実施する特別の教科道徳の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成するとしています。

（2）知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

ア 「何ができるようになるか」を明確化

子どもたちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教材等の改善を引き出すことができるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理しています。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

これからの時代は、我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子どもたちの知識理解の質の向上を図り、求められる資質・能力を育んでいくことが重要になります。そのため、小・中学校においては、これまでの教育

実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容などに応じた指導の工夫改善を図ることが重要になります。

また、前述の3つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善とともに、子ども同士が異なる意見を出し合い、議論し、協働していくための適切な学習集団や学級づくりが大切になっています。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

各学校においては、今後、教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤になる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することなどの現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科等の横断的な学習を充実することも求められています。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中ですべてが実現できるものではなく、単元などの内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが大切になります。

そのため、学校全体として、子どもたちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などに加えて、学校段階の接続を意識して教育課程を編成し、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが重要になってきます。

2 適正規模・適正配置

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

(H27.1.27 文部科学省)

国は、平成27年1月にこれまでの「公立小・中学校の適正規模・適正配置」の基準を見直し、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、財政的な支援も含めたさまざまな方策と併せて地方自治体の主体的な取組みを総合的に支援する一環として「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

ここでは、学校規模の適正化について、学校小規模化の影響を踏まえ、学級数に関する視点に加えて、学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数等のさまざまな観点から整理し、そのうえで、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応の大きな目安について、学級数の状況ごとに区分して提示しています。

また、学校の適正配置（通学条件）について、スクールバス利用など、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4Km以内、中学校：6Km以内）に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を示し、さらに、学校統合を検討する場合の留意事項や小規模校を存続させる場合の教育の充実方策、休校した学校の再開等についてのさまざまな工夫例を提示しています。

3 学校教育法の改正等

小中一貫教育制度の導入に係る「学校教育法等の一部を改正する法律」

(H27.6.24 公布、H28.4.1 施行)

国は、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、平成28年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」を施行しました。この法律では、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校*」を新たな学校の種類として規定し、小中一貫教育の制度化が行われ、このことにより、設置者が地域の実情を踏まえ、小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入ができる環境が整うことになりました。

市町村は、区域内に小・中学校を設置しますが、教育上有益かつ適切であると認めるときは、「義務教育学校*」の設置をもってこれに代えることができるもので、修業年限は9年です。なお、小・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分されます。

また、市町村立の「義務教育学校*」の教職員給与は国庫負担の対象になり、免許状は、小学校と中学校の併有を原則としますが、当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能とし、免許の併有が促進されます。また、施設整備については、施設費国庫負担・補助の対象にされています。

小中一貫型小学校・中学校については、法律上の学校の種類としては通常の小学校と中学校であるため、今回の学校教育法の改正事項にはあたらないものとして扱い、小中一貫した教育課程やその実施に必要な学校間の総合調整を行う際の組織運営上の措置等に関する具体的な要件については、省令等において別に定められています。